

役員・評議員報酬及び旅費規程

社会福祉法人 湘南敬友会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南敬友会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会等に出席したとき、評議員が評議員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 役員が、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会にかかる報酬を支払わないものとする。

(理事、評議員及び評議員選任・解任委員への報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外で、法人及び施設運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第5条 理事長業務の報酬は、別表5により支払うことができる。

(監事監査の報酬)

第6条 監事が法人および施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表3により報酬及び交通費を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 交通費は、原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 役員が施設の職員を兼務する場合には、職員の出張旅費規程を適用する。

(改 正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3、第5条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席及び監事監査の実施日)

名 称	報酬 (1回あたり)
理事会 出席等	3,000円 (税込み)
評議員会 出席等	3,000円 (税込み)
評議員選任・解任委員会 出席等	3,000円 (税込み)
監事監査の実施日	5,000円 (税込み)

別表2 (第4条の理事長・役員・評議員業務)

名 称	報酬 (日額)	交通費
		(鉄道、バス)
理事長業務等	55,000円 (税込み)	普通運賃・実 費
役員業務等	20,000円 (税込み)	普通運賃・実 費
評議員業務等	20,000円 (税込み)	普通運賃・実 費

別表3 (第6条の出張費)

交通費	宿 泊 費	報酬 (1回分)
実費 普通運賃	1泊あたり8,500円を限度とし、領収書を添付して精算する。 注①実際に要した費用が限度額を超え、これがやむを得ないと認められる場合にはその実費を支給する。 注②宿泊費に食事代が含まれている場合の宿泊限度額は相当する日当を加算した金額とする。	別表2にて支給する。

別表4 支給の時期及び手段

1. 支給の時期は出席の都度支払う。
2. 支払は現金による支給とする。

別表5（理事長の報酬）

役職名称	勤務形態	報酬
理事長	常勤	月額 640,000円
理事長	非常勤	時間給 2,900円
理事長兼務 施設長	常勤	月額 800,000円